

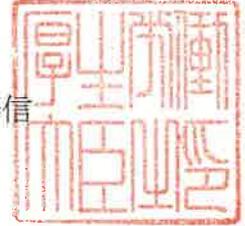
労働条件分科会(第 188 回)	資料 No.1-1
令和5年2月 14 日	

労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に
関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案
要綱（諮問）

厚生労働省発基 0214 第 5 号
令和 5 年 2 月 14 日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、「労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙）について、貴会の意見を求める。

労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令
案要綱

第一 労働基準法施行規則の一部改正

一 労働条件明示事項の追加

1 労働基準法（以下「法」という。）第十五条第一項前段の規定に基づいて明示しなければならない労働条件に、通算契約期間又は有期労働契約の更新回数の上限並びに就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を追加すること。

2 その契約期間内に無期転換申込権が発生する有期労働契約の締結の場合においては、使用者は、労働基準法施行規則（以下「則」という。）第五条第一項に規定するもののほか、無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件を明示しなければならないものとする。ただし、無期転換後の労働条件のうち同項第四号の二から第十一号までに掲げる事項については、使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでないものとする。

3 その契約期間内に無期転換申込権が発生する有期労働契約の締結の場合においては、使用者は、則

第五条第三項に規定するもののほか、無期転換申込みに関する事項並びに無期転換後の労働条件のうち同条第一項第一号及び第一号の三から第四号までに掲げる事項（昇給に関する事項を除く。）を書面の交付等の方法により明示しなければならないものとする。

二 専門業務型裁量労働制の協定事項

専門業務型裁量労働制の協定事項に、次に掲げるものを追加するものとする。

1 使用者は、法第三十八条の三第一項の規定により労働者を同項第一号に掲げる業務に就かせたときは同項第二号に掲げる時間労働したものとみなすことについて当該労働者の同意を得なければならないこと及び当該同意をしなかった当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこと。

2 1の同意の撤回に関する手続

3 1の同意及びその撤回に関する労働者ごとの記録を協定の有効期間中及び当該有効期間の満了後三年間保存すること。

三 専門業務型裁量労働制の記録の保存

使用者は、則において協定でその記録を保存することとされた事項に関する労働者ごとの記録を作成し、協定の有効期間中及びその満了後三年間保存しなければならないものとする。

四 企画業務型裁量労働制の決議事項

企画業務型裁量労働制の決議事項に、次に掲げるものを追加するものとする。

1 法第三十八条の四第一項第一号に掲げる業務に従事する同項第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者（2及び六の2の（一）において「対象労働者」という。）の同項第六号の同意の撤回に関する手続

2 使用者は、対象労働者に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度を変更する場合にあつては、労使委員会に対し、当該変更の内容について説明を行うこと。

3 1の同意の撤回に関する労働者ごとの記録を決議の有効期間中及びその満了後三年間保存しなければならないものとする。

五 企画業務型裁量労働制の記録の保存

使用者は、則において労使委員会の決議でその記録を保存することとされた事項に関する労働者ごと

の記録を作成し、決議の有効期間中及びその満了後三年間保存しなければならないものとする。

六 労使委員会の要件

1 法第三十八条の四第二項第一号の規定による指名は、使用者の意向に基づくものであってはならないものとする。

2 労使委員会の運営規程に、以下の事項を追加するものとする。

(一) 対象労働者に適用される評価制度及びこれに対応する賃金制度の内容の使用者からの説明に関する事項

(二) 制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項

(三) 開催頻度を六箇月以内ごとに一回とすること。

3 使用者は、法第三十八条の四第二項第一号の規定により指名された委員が労使委員会の決議等に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならないものとする。

七 定期報告

則附則第六十六条の二の規定を削除し、定期報告は六箇月以内に一回、及びその後一年以内ごとに一

回しなければならないものとする。

八 その他所要の改正を行うこと。

第二 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部改正

使用者は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第七条の規定により指名された委員が同条の決議等に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならないものとする。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、令和六年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。